

工事等の金額入り設計書等の情報提供について

情報公開における事務手続の簡素化及び透明化を目的として、工事等の金額入り設計書及び建設リサイクル法第10条に基づく届出書について、簡易な手続により、開示請求を行うことなく情報提供を受けることができます。

■ 情報提供の対象となる文書

玉野市情報公開条例第8条各号に定める不開示情報を除く、次の文書が対象となります。

- 水道課及び下水道課が所管する工事等に係る当年度及び前年度に契約締結が完了した建設工事等に関する設計書(工事総括表、内訳書、単価表)
- 当該年度及び当該前年度に届出のあった建設リサイクル法第10条に基づく届出書(様式第一号の表紙。法人等が建築主である建築物に係る届出に限る。)

■ 情報提供に関する手続の流れ

<電子データによる情報提供を希望される方：実費負担なし>

- ① 電子メールでの提供
 - ・ 「情報提供申出書」を担当課に提出してください。(持参、メール、FAX、郵送)
 - ・ 担当課から、申出書に記載されたアドレスに、電子データを添付してメール送信します。
- ② 媒体での提供(窓口受取)
 - ・ 「情報提供申出書」を担当課に提出してください。(持参、メール、FAX、郵送)
 - ・ 担当課から、窓口にご訪問いただく日程調整の連絡があります。
 - ・ 事前に調整した日時に、電子データを格納できる媒体を担当課窓口へ持参してください。
 - ・ 担当課窓口において、持参された媒体に電子データを格納して提供します。
- ③ 媒体での提供(郵送)
 - ・ 「情報提供申出書」、「情報を格納する媒体(DVD-R、USBメモリなど)」及び「媒体の返送に必要な郵便料金切手を貼った返信用封筒」を担当課へ郵送してください。
 - ・ 返信用封筒到着後電子データを媒体に格納して返送します。

<複写文書による情報提供を希望される方：実費負担あり>

- ① 窓口受取での提供
 - ・ 「情報提供申出書」を担当課に提出してください。(持参、メール、FAX、郵送)
 - ・ 担当課から、窓口にご訪問いただく日程調整及び必要な実費負担額について連絡があります。
 - ・ 事前に調整した日時に担当課窓口を訪問し、実費負担に必要な料金を納入いただきます。
 - ・ 納入確認後、複写文書を提供します。
- ② 郵送での提供
 - ・ 「情報提供申出書」を担当課に提出してください。(持参、メール、FAX、郵送)
 - ・ 担当課から、必要な実費負担額を納入するための納付書を郵送します。また、返送に必要な郵便料金をお知らせします。
 - ・ 納付書が届いたら、指定の金融機関等で納入し、「領収書(写)」及び「複写文書の郵送に必要な郵便料金切手を貼った返信用封筒」を担当課へ郵送してください。
 - ・ 「領収書(写)」及び「複写文書の郵送に必要な郵便料金切手を貼った返信用封筒」の到着後、複写文書を返送します。

■ 複写文書の情報提供に関する費用

玉野市情報公開条例施行規則別表に掲げる額に準じます。

規格	種別	1面当たりの料金
日本産業規格B5からA3まで	モノクロ	10円
	カラー	50円
日本産業規格A2からA0まで	モノクロ	200円

注)両面に複写された用紙については、片面を1面として料金を算定します。

■ 情報提供申出書等の提出先

区分	対象文書	提出先	窓口・問合せ先
①	水道課が所管する工事等の設計書等	水道課	〒706-0011玉野市宇野1-13-2 TEL0863-33-9666 FAX0863-33-9667 suidou@city.tamano.lg.jp
②	下水道課が所管する工事等の設計書等	下水道課	〒706-0011玉野市宇野1-18-10 TEL0863-32-2777 FAX0863-32-2776 gesuidou@city.tamano.lg.jp
③	建設リサイクル法第10条に基づく届出(様式第一号の表紙。法人等が建築主である建築物に係る届出に限る。)	都市計画課	〒706-8510玉野市宇野1-27-1 TEL0863-32-5538 FAX0863-32-5519 toshikeikaku@city.tamano.lg.jp

注) 情報提供の対象となる文書が複数の担当課に跨る場合であっても、1通の申出書にまとめて依頼することができますが、以後の手續については、各担当課とのやりとりになります。